

市内企業 PR 動画制作及びプロモーション事業業務委託仕様書

1 業務目的

生産年齢人口の減少等により、地方の中小企業の人材確保が一層困難となることが予想される中、大学や高校等の新規卒業者だけでなく、転職を希望している者を対象とした、市内企業の就職促進のための取り組みが必要不可欠となる。そこで、市内企業の PR 動画を制作し、SNS 及び有料広告を活用した情報発信により、市内企業で働く魅力について認知度を高め、市内就職促進を図る。

2 業務期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

3 業務の内容

受託者は本業務の目的を理解するとともに、求職者（特に転職を希望する者）のニーズを捉え、以下の本動画の制作等にかかる全ての業務を行うものとする。

なお、撮影時期・動画制作における重要事項等は委託者と協議のうえ、決定することとする。

(1) 企業の選定

動画を制作する企業 5 社については、委託者が選定する。

(2) 動画の制作

ア PR 動画の内容は、求職者の興味関心を喚起するものとし、特に、UIJ ターン等の転職をする可能性が見込まれる 25 歳から 40 歳の年齢層に対して訴求力の高いものとする。

イ 単に企業の魅力を紹介するだけでなく、久留米市で働くことを意識させるような要素を取り入れること。（例：久留米市で働くことの魅力に関する従業員へのインタビューなど）

ウ 撮影に関する事項

(ア)動画の制作にあたっては、基本的に新規での撮影を原則とする。ただし、本事業の趣旨に合致し、かつ、当該企業で働く魅力の発信に適していると判断できる既存の動画がある場合は、委託者に相談のうえ使用することも可能とする。使用許可の手続き等は受託者にて行うこと。

(イ)撮影許可等の各種手続き及び必要となる調整は、受託者において行うこと。

(ウ)出演者を起用する場合は、肖像権等の問題に抵触しないものとし、権利処理や出演者の支払い等の手続きは受託者において行うこと。

(エ)動画の制作については、(4) アに記載している納期に間に合うよう制作すること。

エ 動画の規格

(ア)動画の長さについては、1 分程度（60 秒以上 90 秒以内）とすること。

(イ)画面の縦横比は縦型の 9：16 とすること。

オ 動画の編集等

(ア)ナレーションや出演者のセリフは、日本語のテロップを挿入すること。

(イ)BGM 等の音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、

著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の承諾が必要な場合の手続きは受託者において行うこと。

(ウ) SNS での配信を想定して、特に最初の 10 秒間に視聴者を引き付ける工夫を凝らし制作すること。

(エ) 各動画の制作において、本協議会における内容確認及び修正指示の機会を 2 回以上設けること。

(3) SNS 及び有料広告を活用したプロモーション活動

ア SNS 及び有料広告を活用し、広く情報の周知に努めること。活用する媒体については、原則、SNS はインスタグラム、有料広告は LINE 広告とするが、より求職者への訴求力が高いと想定されるものがあれば委託者と協議のうえ決定すること。なお、有料広告の活用にあたっては、委託者と協議のうえ、バナー等画像を作成すること。

イ 有料広告の配信対象者は、東京都在住の 25 歳から 40 歳の男女とすること。

ウ 動画配信状況等効果の検証のための分析を行い、動画の表示・再生回数、視聴者の属性等を月 1 回程度報告するとともに、効果的な企画を提案すること。

エ SNS 及び有料広告を活用した情報発信にあたっては、久留米市雇用・就労推進協議会が運用する YouTube チャンネル「くるめで働こう 就活ナビ」に掲載している PR 動画の視聴につながるような内容とすること。

(4) 成果物の提出

ア 制作した動画一式のデータ

- ・映像データ、テキストデータ等、その他作品に使用した全データを納めたもの
- ・納期：令和 7 年 1 月 26 日（金）
- ・納品場所：久留米市役所商工観光労働部労政課

イ 業務の実施内容をまとめた資料

- ・SNS 及び有料広告の表示・再生回数、視聴者の属性等をまとめたもの
- ・納期：令和 8 年 2 月 27 日（金）
- ・納品場所：久留米市役所商工観光労働部労政課

(5) その他

上記の他、業務目的を達成する上で効果的であるとする提案を行うこと。

4 業務の目標

受託者は、委託者と協議のうえ、「2 (3) SNS 及び有料広告を活用したプロモーション活動」における目標値を設定すること。また、業務の実施においては、設定した目標を達成できるよう努めること。

5 報告

(1) 受託者は、業務の進捗状況等について、月 1 回程度の定期的な報告をすること。また、動画制作後については、表示・再生回数及び視聴者の属性等についてもあわせて報告すること。

(2) 上記 (1) の報告については、翌月の 10 日までに委託者に提出する。なお、実績報告書の様式

については委託者と協議の上、決定する。

(3) 受託者は、受託期間が終了した日から10日以内に、契約期間全体の実績等をまとめた完了報告書を作成し、委託者に提出する。なお、完了報告に記載する内容は以下の通りとする。

ア 委託業務の実施期間

イ 委託業務に要した事業費

ウ 「2 業務の内容」に基づく実施内容

エ 事業実施における成果

プロモーション等情報発信の方法と実績、動画の表示・再生回数、視聴者の属性等の分析結果、「4 業務の目標」の到達度など

6 その他

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、効率的かつ適切に実施されるように、委託業務を総括する制作責任者を置き、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、本協議会への状況報告等）を徹底すること。

(2) 受託者、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、本協議会と協議し決定すること。

(3) 本業務に基づき作成される成果物（写真・著作権等）の著作権は、すべて本協議会に帰属し、本協議会が該当データの編集等の加工及び、インターネットのあらゆる媒体・手段による公開等の二次利用を行うことができることとする。

(4) 成果物は、本協議会が認めた第三者が、市内企業の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。

(5) 本業務を履行する上で知りえた情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(6) 本業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果物の瑕疵があった場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(7) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業の実施及び成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本協議会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(8) 受託者は、本協議会の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(9) 受託者は、当該業務の履行に当たっては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

①暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署にと届出を行い、捜査上必要な協力を行う。

②暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出する。

③排除対策を講じたにもかかわらず、業務の履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行う。

(10) 受託者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。